

## ○別表 1 の事案の概要

異議申立人は、次のア～ウに記載の、事業者 A・B・C についての消費生活相談に関する大阪市消費者センター（以下「消費者センター」という。）の対応に端を発して公開請求を行った。

### ア 事業者 A について

平成 17 年 5 月 13 日に、消費者センターが、異議申立人から消費生活相談を受け付けたが、その内容は、「有名タレント多数が出身者であるかのように書かれた事業者 A の新聞広告を見て、こどもにタレント養成教室を受けさせていたが、内容は思っていたものとは違ったため、解約を申し出たところ、入所金は一切返金できないと言われた。」というものであった。

当該相談に対し、消費者センターは、その後、あっせんを継続して行ってきたが、平成 19 年 1 月 24 日、合意の見込みがないことからあっせん不調として、あっせんを終了した。

### イ 事業者 B について

平成 19 年 6 月 26 日に、消費者センターが、異議申立人から消費生活相談を受け付けたが、その内容は、「異議申立人が占いを受けたところ、占い師が靈感もないのに『靈感がある』『当たる』と言ったことが不当である。」というものであった。

当該相談に対し、消費者センターは、事業者 B に主張は伝えるが、占いというものの性質上また社会通念上、占い師が「靈感がある」「当たる」と言ったことが不当であるとして対応を行うことはできない旨の説明を行った。

### ウ 事業者 C について

平成 20 年 11 月 4 日、消費者センターが、異議申立人から事業者 C の携帯電話について、電波障害の解消をすべきである旨の消費生活相談を受け付けた。

消費者センターが総務省と事業者 C に問い合わせた際の記録などを異議申立人に開示しているが、異議申立人は納得せず、平成 23 年 8 月 15 日の市民の声で「電波法に定める電波の確認は、市役所と説明あった。大阪市内は市役所拠点となるとの説明を適法・適正に説明求める。事業認可基準を規定添付も同時に求める。」と申し出た。その内容は、総務省の法令解釈と判断及び所管する公文書に係るものであったため、消費者センターは「電波法は総務省が所管する。」と回答した。

## ○別表 2 の事案の概要

異議申立人は、生野区役所が自立支援医療の適用ができないかについて、異議申立人の主治医に照会をしたことに端を発して、公開請求を行った。

ア 実施機関は、平成 20 年 3 月 26 日に異議申立人の主治医に、異議申立人に自立支援医療を適用できるか否かを確認する趣旨の照会（以下「主治医への照会」という。）を行っている。異議申立人は、主治医への照会について公開請求を行っており、それに関連して、審査会は、答申第 272 号及び同第 316 号で、いずれも実施機関の行った決定は妥当であると判断しているが、その後も異議申立人は別表 2 のとおり繰り返し多数の公開請求を行っている。

イ 答申第 272 号及び同第 316 号に係る異議申立人の意見陳述等を踏まえると、別表 2（え）欄に記載の旨の公開請求は、いずれも他法他施策（生活保護法第 4 条、第 25 条、第 50 条）の 1 つである自立支援医療の適用の可否に関する主治医への照会が適切でなかったということを確認するためなされていると認められる。

## ○別表 3・4 の事案の概要

異議申立人は、自身と生野区役所の間の生活保護業務に関する事案について、別表 3（お）欄に記載の生野区役所以外の担当部署も共有すべきであると主張し、担当部署間で相互にやりとりした公文書を求めているものであると認められる。

また、自身が異議申立てを行っている事案について、直接の担当部署ではない別表4（お）欄に記載の担当部署に対して、その保有する公文書を求めているものであると認められる。

### ○別表5の事案の概要

- ア 異議申立人は、平成24年7月に策定された市政改革プランに記載のある「パフォーマンズ」という言葉の意味を示す法律などを求めて別表5項番1から4の（え）欄に記載の旨の公開請求を行った。
- イ 異議申立人は、自身と生野区役所の間の生活保護業務に関する事案について、職員資質の向上や組織の連帯責任という観点から、市政改革室も共有すべきであると主張していたため、市政改革室では市民の意見・要望を聞くことは重要であるとの認識のもと、異議申立人からの電話や面会に対応した。
- しかしながら、そもそも当該事案は市政改革室の所管業務ではなく、電話や面会の頻度が増加する一方であったため、「市政改革室の所管業務ではなく、これ以上の対応はできない。」旨を伝えたところ、異議申立人は別表5項番5及び6の（え）欄に記載の旨の公開請求を行った。
- ウ 異議申立人は、実施機関の対応に問題があるのは、実施機関が職員向けに行う研修に問題があるからであるという見解に基づき、別表5項番7及び8の（え）欄に記載の旨の公開請求を行った。

### ○別表6の事案の概要

- ア 別表6項番1から4について
- 実施機関によると、憲法解釈という所管外業務の事案についての職員の個人の識見の根拠となる公文書及び職員が個人の識見を根拠なしに発言してもよいと判断した根拠について、別表6項番1から4の（え）欄に記載の旨の公開請求を行ったものであるとのことである。
- イ 別表6項番5について
- 実施機関によると、異議申立人が上記アと同じ担当部署に対して「特別永住者を説明」するよう依頼したため、同部署が市民の声の回答として文書により「特別永住者の概念等については、当室はお答えする立場にございません。」と回答したところ、この回答が地方公務員法に違反しない根拠について、別表6項番5の（え）欄に記載の旨の公開請求を行ったものであるとのことである。
- ウ 別表6項番6から11について
- 実施機関によると、異議申立人と実施機関の職員が電話で話している際に、異議申立人が自身の話した内容を復唱するよう当該職員に求めたが、当該職員が復唱を行わず電話を切ったことは問題であり、復唱を拒否できる規定があるのかという趣旨で、別表6項番6の（え）欄に記載の旨の公開請求を行ったものであるとのことである。
- また、実施機関によると、異議申立人は、上記と同様に実施機関の対応に不満を抱いた際に、別表6項番7から11のとおり、「水掛論になった場合に何故一方的に市民を否定できるのかわかるもの」など様々な規定を求めるという趣旨の公開請求を行っているとのことである。

### ○別表7の事案の概要

大阪市人権・啓発相談センターでは、女性・高齢者・子どもをめぐる問題等さまざまな人権に関する相談（以下「人権相談」という。）に対応するため、専門相談員を外部委託しており、人権相談を行うほか、法的な助言を必要とする相談については初回に限り無料で、弁護士による助言を行っている。

実施機関によると、異議申立人は人権相談において、事業者Cに対する消費者センターの対応及び主治医への照会を行った生野区役所の対応に関する相談を行っており、弁護士が対応しているが、異議申立人は、いずれの相談についても弁護士の回答に納得せず、弁護士の回答に係る法的根拠を求める趣旨で別表7（え）欄に記載の旨の公開請求を行ったとのことである。